



金 沢 市 公 報

号外第1号

令和3年(2021年)1月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>●規 則</p> <p>○金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (文書法制課) 1</p>	<p>ページ</p>	<p>●選挙管理委員会告示</p> <p>○金沢市選挙管理委員会告示で定める様式における押印の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱 (選挙管理委員会) 2</p> <p>●金沢市 金沢市消防局訓令甲</p> <p>○押印の見直しに伴う金沢市火災予防違反処理規程の整理に関する規程 (予 防 課) 5</p>
--	------------	--

規 則

金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第1号

金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部改正)

第1条 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則(昭和52年規則第55号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、「氏名」を「氏名(署名又は記名押印)」に改める。

(金沢市森林等の火入れに関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市森林等の火入れに関する条例施行規則(昭和59年規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」及び「申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。」を削る。

(金沢市介護保険規則の一部改正)

第4条 金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊦」を削り、「被保険者氏名」を「被保険者氏名(署名又は記名押印)」に改める。

(金沢市森づくり条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市森づくり条例施行規則(平成15年規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第1号

金沢市選挙管理委員会告示で定める様式における押印の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

令和3年1月29日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

金沢市選挙管理委員会告示で定める様式における押印の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱
(金沢市公職選挙運動実施規程の一部改正)

第1条 金沢市公職選挙運動実施規程(昭和30年選挙管理委員会告示第46号)の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「署名押印し」を「署名又は記名押印をし」に改める。

第39条第2項中「、当該責任者の印を押し」を削り、「はるべき」を「貼るべき」に改める。

別記第1号様式中「㊤」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考を備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

別記第6号様式中「㊤」を削り、同様式の備考を備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第8号様式中「㊤」を削り、「交付者印」を「交付者」に、「住所氏名印」を「住所氏名」に改め、「(注)この交付票は、法定枚数の証紙の交付を受けた場合、選挙期日を経過した場合等には、直ちに返還してください。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考

1 この交付票は、法定枚数の証紙の交付を受けた場合、選挙期日を経過した場合等には、直ちに返還してください。

2 証紙交付責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証紙交付責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊤」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第15号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削る。

別記第17号様式中 「候補者」を 「候補者」に改め、「㊤」を削り、
「(署名又は記名押印)」

「管理者(職)」を 「管理者(職)」に改め、「㊤」を削る。
「(署名又は記名押印)」

別記第18号様式中「㊤」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第21号様式その1中「㊤」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同その1に備考として次のように加える。

備考 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第21号様式その2中「㊤」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同その2の備考を備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第21号様式の2中「㊦」を削る。

別記第22号様式その1中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同その1に備考として次のように加える。
備考 候補者又は推薦届出者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人
が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこ
と。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第22号様式その2中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同その2に備考として次のように加える。
備考 候補者又は推薦届出者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理
人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこ
と。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第25号様式(表)中「㊦」を削り、同(表)の備考中「署名押印して」を「署名して」に改め、同備考を備
考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 検印責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合に
あっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印責
任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第25号様式(裏)中「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」に、「検印者印」を「検印者」に改める。

別記第25号様式の2(表)中「㊦」を削り、同(表)の備考中「署名押印して」を「署名して」に改め、同備考
を備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 証紙交付責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場
合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、証
紙交付責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第25号様式の2(裏)中「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」に、「証紙交付者印」を「証紙交付者」
に改める。

別記第26号様式中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理
人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこ
と。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第26号様式の3中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理
人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこ
と。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第27号様式中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理
人が届け出の場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこ
と。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙公報の発行に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙公報の発行に関する条例施行規程(昭和51年選挙管理委
員会告示第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっ
ては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっ
ては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっ
ては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人

の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正)

第3条 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年選挙管理委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

様式第3号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その1の備考に次の1項を加える。

3 候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第3号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その2の備考第1項中「申請書が」を「申請者が」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の一部改正)

第4条 金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程(平成6年選挙管理委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その1の備考に次の1項を加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その2の備考を備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第1号その3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その3の備考を備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その1の備考に次の1項を加える。

5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その2の備考に次の1項を加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号その3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その3の備考に次の1項を加える。

4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号、様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号その1中「㊟」を削り、

「3 選挙運動用自動車燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。」

「3 選挙運動用自動車燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。」

改め、同様式その2及びその3中「㊦」を削り、

「2 候補者が供託物を没収された場合には、金沢市に支払を請求することはできません。」を

「2 候補者が供託物を没収された場合には、金沢市に支払を請求することはできません。」を

3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。」

改める。

附 則

この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金 沢 市 訓令甲
金沢市消防局

● 金 沢 市 訓令甲第1号
金沢市消防局

消 防 局
消 防 署

押印の見直しに伴う金沢市火災予防違反処理規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年1月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義
金沢市消防長 清 瀬 守

押印の見直しに伴う金沢市火災予防違反処理規程の整理に関する規程

金沢市火災予防違反処理規程（平成14年金 沢 市 訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
金沢市消防本部

様式第7号 「氏名 ㊦」 を 「氏名 (署名又は記名押印)」 に改める。

附 則

この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和3年(2021年)1月29日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)1月29日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	